



丸岡町

土地改良区だより

第17号

令和6年7月発行

丸岡町土地改良区

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1 (坂井市役所本庁 多目的棟2階)
TEL (0776) 50-3064 FAX (0776) 67-7514

第20回 通常総代会開催



▲ 議長 吉田 照夫 氏

第20回丸岡町土地改良区通常総代会が、令和6年3月14日(木)午後2時から福井県農業協同組合 丸岡支店 古城閣において、開催されました。

総代数131名中47名の方が書面議決書を提出していただき、59名の方が出席されました。

議事に入る前に第3選挙区の吉田照夫総代が議長に選出され、「令和4年度事業報告及び一般会計収支決算並びに財産目録の承認に

ついて」をはじめ「令和6年度事業計画及び一般会計収支予算の議決について」等、13議案を提案し、いずれも慎重に審議され、原案のとおり可決されました。

令和4年度 各種事業について

(1) 土地改良事業の施工概要

工 事 名	工事場所	事業費	工事内容	負担割合
令和4年 県単小規模土地改良事業	四ツ柳1	5,000千円	排水路整備工	県:50% 市:10% 土地改良区:40%
令和4年 県単小規模土地改良事業	四ツ柳2	5,000千円	//	県:50% 市:10% 土地改良区:40%
令和4年 県単小規模土地改良事業	四ツ柳3	2,860千円	//	県:50% 市:10% 土地改良区:40%



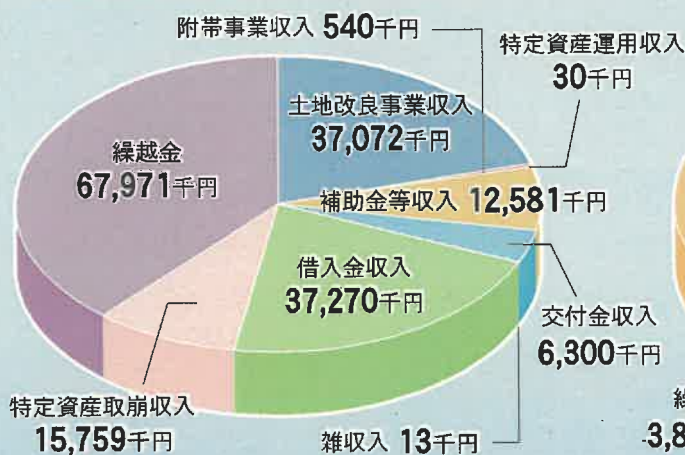
令和6年度 事業計画

工 事 名	工事場所	事業費	工事内容	負担割合
令和6年度県営経営体育成基盤整備事業 宇田・玄女地区 (R5繰越)	宇田 玄女	52,700千円	排水路整備工	国:50% 県:30% 市:10% 土地改良区:10%
令和6年度県営経営体育成基盤整備事業 宇田・玄女地区 (R6当初)	宇田 玄女	320,000千円	排水路整備工	国:50% 県:30% 市:10% 土地改良区:10%
維持管理適正化事業 (防災減災)	板倉	7,000千円	排水路整備工	国:50% 県:20% 市:10% 土地改良区:20%
県単小規模土地改良事業	小黒	1,760千円	用水路整備工	県:50% 市:10% 土地改良区:40%
県単小規模土地改良事業	石上	5,000千円	排水路整備工	県:50% 市:10% 土地改良区:40%
県単小規模土地改良事業	一本田 福所	1,880千円	排水路整備工	県:50% 市:10% 土地改良区:40%
県単小規模土地改良事業	河筋	3,300千円	用水路整備工	県:50% 市:10% 土地改良区:40%
県単小規模土地改良事業	野中山王	1,000千円	用水路整備工	県:50% 市:10% 土地改良区:40%
県単小規模土地改良事業	今市	5,000千円	用水路整備工	県:50% 市:10% 土地改良区:40%
市単小規模土地改良事業	羽崎	1,100千円	農地整理工	市:1/3 土地改良区:2/3

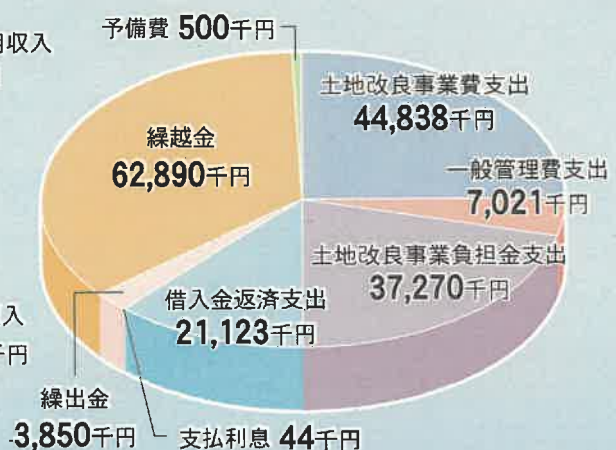
※ 県単・市単事業については採択されれば事業実施します。

令和6年度 一般会計収支予算

収入総額 177,536千円



支出総額 177,536千円



令和5年度 県営経営体育成基盤整備事業 宇田・玄女地区の概要

地区名	工事場所	事業費	工事内容
宇田・玄女	宇田・玄女	46,610千円	測量設計（令和4年度繰越）
//	//	7,300千円	測量設計（令和5年度）



県営経営体育成基盤整備事業 宇田・玄女地区の償還開始

令和4年度に採択になりました、県営経営体育成基盤整備事業 宇田・玄女地区は令和6年度から本格的に工事が実施されます。それに伴い、償還が始まりますので対象の受益地に賦課を行います。

納入時期につきましては、10月の特別賦課金として丸岡町土地改良区から対象の組合員へ通知書を発行させていただきます。

令和6年度 宇田・玄女地区賦課状況

賦課区分	賦課金単価/1000㎡
特別賦課金（償還金）	326円



宇田・玄女地区借入れ状況

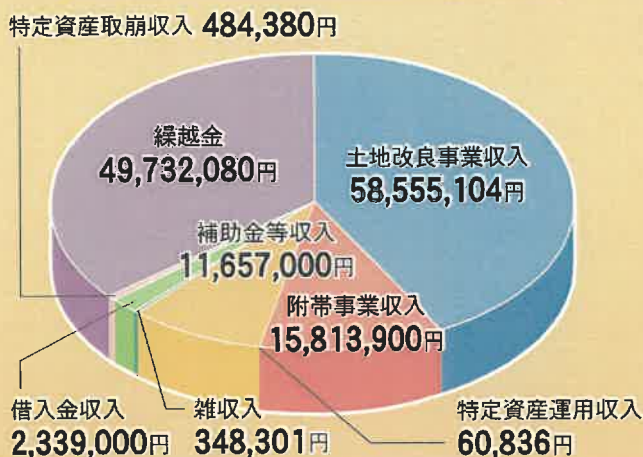
年度	借入額
令和4年度	2,339千円
令和5年度	5,391千円

※ 1年据置の15年償還
※ 償還期間は令和6年度から令和26年度（予定）です。

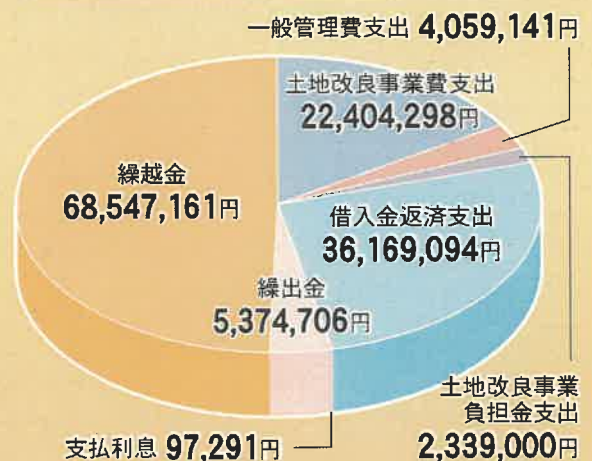
丸岡町土地改良区の財務状況

令和4年度 一般会計収支決算

収入総額 138,990,691円



支出総額 138,990,691円



総代及び役員数の見直しについて

令和3年度から役員会などで協議を重ねてきました総代及び役員数の見直しについて総代会において議決されました。

総代及び役員数の削減につきましては、令和7年度より下記の表のとおり削減されます。

総代の定数

	現在	R7年度以降
総代	131名	97名
理事	25名	14名
監事	5名	3名

これにより、年間37万円ほどの経費削減になります。

また、経常賦課金についても、令和5年度より450円から300円に減額しており、2,500千円ほどの削減をしております。これからも組合員の経費削減に努めたいと考えておりますので、組合員の皆様のご理解をよろしくお願いいたします。



理事の定数

被選任区	被選任区域	定数 理事
第1被選任区	坂井市丸岡町 東二ツ屋、上金屋、楽間、為安、寄永、友末、坪ノ内、下久米田(下)、下久米田(上)、上久米田、近庄、六呂瀬、金元、儀間、牛ヶ島、豊原高瀬、筑後清水、高田、油為頭、板倉、野中山王、大森、末政1区、末政2区、新間、山崎三ヶ 吉田郡永平寺町松岡 樋爪、領家	4人
第2被選任区	坂井市丸岡町 南横地、下安田、安田新、上安田、反保、八丁、今市、四郎丸、四ツ柳、高瀬、磯部島、熊堂、磯部福庄、羽崎、宇随、磯部新保、四ツ屋、北横地	3人
第3被選任区	坂井市丸岡町 舟寄1・2・3・4区、長崎、笹和田、一本田、一本田中、今福、寅国、八ツ口、吉政、高柳、一本田福所、舟寄5区	3人
第4被選任区	坂井市丸岡町 小黒、舂田、内田、曾々木、篠岡、石上、田屋、畑中、与河、三本木、伏屋、赤坂、松川、丸岡、上長畝、下長畝、山久保、女形谷、千田、玄女、宇田、川上、竹田、坪江、乗兼、堀水、里竹田	4人

お知らせ

下記にあてはまる時は
必ず土地改良区に変更届を提出してください。



- ① 組合員名が変更になったとき(組合員が死亡したときなど)
- ② 住所が変更になったとき
- ③ 農用地を埋め立てるとき(転用、道路の拡張で農用地等が潰れるときなど)
- ④ 農業以外で用排水路、道路を使用または占用するとき
- ⑤ 口座振替を希望するとき、または口座番号が変更になったとき
- ⑥ 賦課組合員が農業者年金を受給されるとき
- ⑦ 農業者経営移譲により名義変更されるとき

